

## あきた白神アダプト・プログラム実施要領

### 第1条（定義）

アダプト・プログラムは、市民と行政が協働で進める清掃活動を主体としたまち美化プログラムである。

「アダプト(adopt)」とは英語で「〇〇を養子にする」という意味で、一定区画の公共の場所を養子に見立て、市民が里親となって養子の面倒をみ（美化活動）、行政がこの活動を支援する制度である。

### 第2条（目的）

「あきた白神アダプト・プログラム」は、山本地域振興局建設部（以下「山本建設部」という）が管理する道路および河川（以下「県管理道路等」という）の一定区間において、社会貢献に意欲・関心を持つ団体が実施主体となり、道路管理者または河川管理者の支援のもと、定期的に清掃や緑化作業などの美化活動や除草・除雪等の維持活動（以下「里親活動」という）を行い、地域の共有財産である公共空間への愛着を深めるとともに、地域住民のまちづくり意識の醸成を図ることを目的とする。

### 第3条（市町村への協力要請）

あきた白神アダプト・プログラムを実施しようとするとき、当該区間を管理する山本建設部は、当該区間の存する市町村に一般ゴミの回収・処分等への協力を要請するものとする。

### 第4条（参加資格）

あきた白神アダプト・プログラムに参加できる団体は、県管理道路等において清掃・除草作業等の美化・維持活動を行っている、または行おうとする団体で、地域の住民団体、NPO法人、企業及び学校などとする。

2 秋田県が委託または補助する活動と重複する活動を実施しようとする団体は、このプログラムに参加することができない。

### 第5条（参加団体の活動）

参加団体は、原則として県管理道路等の一定区間の里親活動を年間2回以上実施するものとし、1回当たりの参加人数は5人以上とする。

### 第6条（参加申込）

あきた白神アダプト・プログラムに参加し里親活動を実施しようとする団体（以下「参加希望者」という）は、活動を開始する2週間前までに山本地域振興局建設部長（以下「建設部長」という）に参加申込書（様式1）を提出するものとする。

2 建設部長は、提出された参加申込書を審査し、参加団体として適当と認めるときは、協働パートナー（以下「パートナー」という。）として認定する。

3 建設部長は、パートナーを認定した場合は、速やかに「あきた白神アダプト・プログラムに関する協定書」を参加希望者と締結し、「協働パートナー認定書」（様式2）を交付する。

## 第7条（山本建設部の役割）

あきた白神アダプト・プログラムにおける山本建設部の役割は、次の各号による。

- 1) パートナーの希望がある場合は、その団体名等を記載した表示板を協定区域内に設置する。
- 2) パートナーの希望がある場合は、その活動内容等を山本建設部のホームページで紹介する。
- 3) その他、建設部長が必要と認めるものを行う。

## 第8条（指導、助言、勧告）

建設部長は、パートナーに対して必要な指導、助言、勧告ができるものとする。

## 第9条（活動計画）

パートナーは、「年間活動計画書」（様式3）及び「活動実施計画書」（様式4）により、活動計画を事前に建設部長へ提出するものとする。

## 第10条（実績報告）

パートナーは、「活動実績報告書」（様式5）により、活動実績を建設部長へ報告するものとする。

## 第11条（事故等の報告）

パートナーは、活動中に事故が起こった場合は、直ちに山本建設部に連絡するとともに、詳細について事故発生報告書（様式6）により建設部長に報告するものとする。

## 第12条（協定の変更）

活動場所または内容等を変更しようとするパートナーは、山本建設部の担当者と事前協議のうえ、活動年度の4月末日または活動を実施しようとする日の2週間前のいずれか早い期日までに、変更届出書（様式7）を建設部長に提出するものとする。

## 第13条（協定の解除）

協定の解除を希望するパートナーは、解除届出書（様式8）を建設部長に提出し、この提出をもって協定を解除し認定を取り消すものとする。

2 建設部長は、パートナーが協定書の各条項に規定する義務を果たしていないと認めるとき、また、パートナーとしてふさわしくないと認めるときは、協定を解除することができるものとし、協定を解除した場合は速やかに参加団体に通知するものとする。

## 第14条（その他）

この要領に定めるもののほか、このプログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要領は、平成26年 6月10日から実施する。